

特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 教育基本法第4条第2項の規定に基づき、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は、特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。交付に関しては、天理市教育委員会補助金等交付規則（平成15年3月天理市教育委員会規則第1号。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助要件等)

第2条 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は、特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定により認定を受けた児童・生徒の保護者に対して補助を行うものとする。

2 補助の対象となる経費及び補助金の額は、国庫補助対象経費によるものとする。

3 補助金の申請及び請求手続きは、小学校長、中学校長が関係書類提出のうえ行うものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を申請する場合は、次の書類を天理市教育委員会に提出しなければならない。

(1) 特別支援教育就学奨励費補助金交付申請書（様式第1号）

(補助金の交付決定)

第4条 前条の書類を受理し、交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（様式第2号）によりその旨通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第5条 小学校長、中学校長は、補助金の交付決定通知書の写しとともに、補助金等交付請求書（様式第3号）により請求しなければならない。ただし、事情の変更により、補助金の額に変更が生じたときは、関係書類を天理市教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。